

大

別添

写

中 防 災 第 8 号

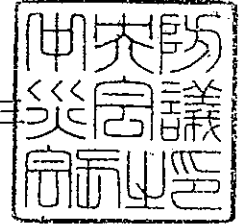
平成 25 年 5 月 14 日

文部科学大臣 殿



中央防災会議会長
(内閣総理大臣)

安 倍 晋



梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力を頂いているところである。梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、土砂崩れ、高潮、竜巻等突風等により多数の人的被害及び住家被害が発生している。

梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

その際、台風や大雨の際の外出時に死亡事故が多発していること、土砂崩れ等において避難が遅れて命を落とす高齢者がいたこと、避難所に向かう途中で被災する者がいたこと、都市部の河川の増水において逃げ遅れた者がいたこと等、近年における被害状況の多様化や、避難勧告等の発令はもとより、災害情報の適切な伝達等が行われないと安全かつ適切な避難行動に結びつきにくいことを踏まえ、被災者の目線に立ち「何ができていれば犠牲が避けられたのか」という視点から、風水害の危険性及び早期避難の重要性についての平時からの国民への周知、早期避難のための避難態勢の徹底等、きめ細やかな取組の充実を図られたい。

また、東日本大震災の被災地においては、仮設住宅の入居者等の安全確保を図るとともに、河川管理施設等のインフラの被災状況や災害廃棄物の集積状況を踏まえ、危険箇所点検、情報伝達対策、災害応急対策等に万全を尽くすとともに、関係機関に対する指導方よろしく願います。

記

1. 近年における台風や局地的大雨等の災害の状況に鑑み、河川の氾濫、内水氾濫、土砂崩れ、高潮、竜巻等突風等による災害の発生を未然に防止するよう、防災事務に従事する者の安全確保に留意した上で、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すること。

①危険箇所等の巡視・点検の徹底

河川等の氾濫、土砂崩れ等災害発生のおそれのある危険箇所の巡視・点検の徹底を図るとともに、地形、地質、土地利用状況、災害履歴及び最近の降雨状況を勘案し、従来危険性を把握していなかった区域も併せて再度安全性を点検するなど、適切な

4. 災害が発生した場合には、迅速かつ的確な災害応急対策及び災害復旧を講じるよう格段の配慮を行うこと。

以上